

第7号議案

2015年11月18日

「名誉顧問」の創設（案）

伝統ある駿台 E. S. S. の継続、発展のために率先してご苦勞され務められてこられました会長経験者に敬意を表して「名誉顧問」の称号を贈呈させてもらうことを2015年10月25日の役員会で決議しました。このため下記の如く会則に關係条項を追加し、以下の如く会則の改定を提案します。

「第14条 本会は名誉顧問を置くことができる。役員会が会長経験者を推挙し委嘱、總會にて報告する」（新設）

第8号議案

2015年11月18日

会則の改定（案）

No	現行条項	項目	現行	改定
1		年会費	無し	年会費納入の規定を新設 (新5条) (新29条)
2	12条	役員の任期満了期	4月1日から 2年後3月 31日まで	選任決議の承認を受けた 總會から2年後總會の終 結まで(新13条)
3		「名誉顧問」	無し	新設(新14条)
4	26条	会計年度	4月1日～翌年 3月31日	10月1日～翌年9月 30日(新28条)

<会則の「改定前・後対比表」を付屬資料として添付>